

改正案

現行

<p>第十一章 雑則</p> <p>（株券廃止会社の株主名簿の名義書換）</p> <p>第九百九十四条 商法第二百六条ノ二第二項第二号に規定する法務省令に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株式を取得した者が、株主又はその一般承継人に対して名義書換の意思表示をすべきことを命ずる確定判決を得て請求をしたとき。</p> <p>二 株式を取得した者が、株主が名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求をしたとき。</p> <p>三 商法第二百四条ノ三第一項（同法第二百四条ノ五第一項後段において準用する場合を含む。）の請求をした者が、同法第二百四条ノ三第一項の株主（同法第二百四条ノ五第一項後段において準用する同法第二百四条ノ三第一項の請求をした者）にあつては、同法第二百四条ノ五第一項前段の請求をした者（に代金を支払つたこと又は同法第二百四条ノ四第五項（同法第二百四条ノ五第一項後段において準用する場合を含む。）の規定により代金の支払があつたものとみなされる供託をしたことを証する書面を提出して請求をしたとき。</p>	<p>第十一章 雑則</p> <p>（新設）</p>
--	----------------------------

四 株式を取得した者が、株主の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求をしたとき。

2) 商法第二百六条ノ二第二項第三号に規定する法務省令に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株式会社が、株式交換又は株式移転によつて完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。）となつたとき。

二 株式会社が、新株予約権の行使により、又は第三百五十六条前段、第三百七十四条ノ十九前段若しくは第四百九条ノ二前段の規定により、その有する自己の株式を移転したとき。

三 株式会社が、商法第二百二十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項、第二百四十五条ノ二第一項本文、第二百四十五条ノ五第三項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項（第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）（第三百五十八条第五項、第三百七十四条ノ三第一項（同法第二百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。））、第三百七十四条ノ二十三第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項又は有限会社法第六十四条ノ二第一項の請求をした株主に対して代金を支払つたとき。

（株券廃止会社の新株予約権原簿の名義書換）

第九十五條 商法第二百八十條ノ三十五第三項において準用する第

（新設）

二百六条ノ二第二項第二号に規定する法務省令に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新株予約権を取得した者が、新株予約権者（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この条において同じ。）又はその一般承継人に対して名義書換の意思表示をすべきことを命ずる確定判決を得て請求をしたとき。

二 新株予約権を取得した者が、新株予約権者が名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求をしたとき。

三 新株予約権を取得した者が、株主の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求をしたとき。

（有限会社の社員名簿の名義書換）

第九十六條 有限会社法第二十條第二項において準用する商法第二百六条ノ二第二項第二号に規定する法務省令に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 持分を取得した者が、社員又はその一般承継人に対して名義書換の意思表示をすべきことを命ずる確定判決を得て請求をしたとき。

二 持分を取得した者が、社員が名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求をしたとき。

（新設）

-
- 三 有限会社法第十九条第五項後段（同条第七項後段において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四条ノ三第一項の請求をした者が、有限会社法第十九条第三項の社員（同条第七項後段において準用する同条第五項後段において準用する商法第二百四条ノ三第一項の請求をした者）にあつては、有限会社法第十九条第七項前段の請求をした者）に代金を支払ったこと又は有限会社法第十九条第五項後段（同条第七項後段において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四条ノ四第五項の規定により代金の支払があつたものとみなされる供託をしたことを証する書面を提出して請求をしたとき。
- 四 持分を取得した者が、社員の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求をしたとき。
- 2| 有限会社法第二十条第二項において準用する商法第二百六条ノ二第二項第三号に規定する法務省令に定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 有限会社が、有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百九条ノ二前段又は有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十九前段の規定によりその有する自己の持分を移転したとき。
- 二 有限会社が、有限会社法第四十一条において準用する商法第二百四十五条ノ二第一項本文、有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百八条ノ三第一項、有限会社法第六十三条ノ
-

六第一項若しくは第六十三条ノ九第三項において準用する商法第三百七十四条ノ三第一項又は有有限会社法第六十七条第五項において準用する同法第六十四条ノ二第一項の請求をした社員に対して代金を支払ったとき。

(株券喪失登録申請の添付書類)

第九十七條 (略)

(債権者保護手続における貸借対照表に関する事項)

第九十八條 (略)

(届出の手続)

第九十九條 (略)

(計算書類の用語及び様式の特例)

第二百條 (略)

(株券喪失登録申請の添付書類)

第九十四條 (略)

(債権者保護手続における貸借対照表に関する事項)

第九十五條 (略)

(届出の手続)

第九十六條 (略)

(計算書類の用語及び様式の特例)

第九十七條 (略)